

名古屋市告示第567号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年11月21日

名古屋市長 広沢一郎

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護機関名	所在地	廃止年月日
ほきもと歯科室	名古屋市熱田区横田二丁目 1番29号	令和7年8月1日
訪問介護ステーションぽぽ	名古屋市緑区六田二丁目 142番地	令和7年11月1日

2 訪問リハビリ及び介護予防訪問リハビリ

介護機関名	所在地	廃止年月日
ほきもと歯科室	名古屋市熱田区横田二丁目 1番29号	令和7年

8月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護機関名	所在地	廃止年月日
さよこ歯科	名古屋市西区名駅二丁目28番16号	令和 7年 9月 17日
ほきもと歯科室	名古屋市熱田区横田二丁目 1番29号	令和 7年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課